

1 南三陸町長の発表要旨

- 南三陸町の旧防災対策庁舎については、令和13年3月10日まで県有化し、町は、返還後における保存の是非を検討することとしていた。
- 震災の発生から13年が経過しようとする今般、旧防災対策庁舎については、本年6月30日をもって町に返還いただき、以後、町において所有・管理することと判断した。
- 東日本大震災により、犠牲となられた方々への追悼、さらには、未来を生きる世代に「この町が被災した事実・歴史」を伝えていくには、町において旧防災対策庁舎を所有し、維持管理していくことが必要と考えた。

2 これまでの経緯・経過

- 平成25年 9月 南三陸町長が定例記者会見で解体方針を表明
- 平成27年 1月 「宮城県震災遺構有識者会議」から報告書の提出
 - ・ 防災対策庁舎の保存価値の高さ
 - ・ 保存の是非について、県などの第三者が関与した上で、時間をかけて判断すべき
- 平成27年 1月 知事から南三陸町長に「県有化」の提案
- 平成27年 4月 南三陸町でパブリックコメント実施
- 平成27年 6月 南三陸町議会で保存に係る請願が全会一致で採択
- 平成27年 9月 県有化に係る協定書の締結
- 平成27年12月 防災対策庁舎の引き渡し、以後、県が維持管理
- 令和 6年 3月 1日 南三陸町長が取扱方針の表明

3 県の対応

- 南三陸町の正式協議を待って、具体的な手続きを進めていく。

(参考)南三陸町の復興祈念公園周辺の状況

